

監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 200</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における総括的な目的</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2013年 6月 17日 改正 2014年 4月 4日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 <u>最終改正 2022年 6月 16日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第51号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 財務諸表監査に関連する職業倫理に関する規定》(第13項参照) (省 略)</p> <p>A16. <u>監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第1号は、監査事務所とその専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って責任を果たし業務を遂行することを合理的に確保するための、品質管理システムの整備及び運用に関する監査事務所の責任を扱っている(監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」第3項)。</u> 品質管理基準委員会報告書第1号は、監査事務所に対し、品質管理システムの一部として、</p>	<p>監査基準委員会報告書 200</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における総括的な目的</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2013年 6月 17日 改正 2014年 4月 4日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 <u>最終改正 2021年 6月 8日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第51号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 財務諸表監査に関連する職業倫理に関する規定》(第13項参照) (省 略)</p> <p>A16. <u>監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第1号は、監査事務所が、監査業務に関連する職業倫理に関する規定(独立性に関連するものを含む。)を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めることを要求している。(品基報第19項から第24項参照)</u> 監査に関する品質管理基準及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」</p>

新	旧
<p><u>職業倫理に関する規定（独立性に関連するものを含む。）の遵守に関する品質目標を定めることを要求している。（品基報第1号第29項参照）</u></p> <p>監査に関する品質管理基準及び監査基準委員会報告書220第16項から第21項は、<u>職業倫理に関する規定（独立性に関連するものを含む。）の遵守に関する監査責任者の責任について記載している。また、監査基準委員会報告書220のA10項は監査チームが個々の監査業務における品質管理において、監査事務所の方針又は手続に依拠することができる状況について記載している。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《4. 職業的専門家としての判断》（第15項参照）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>A24. 監査人は、どのような場合でも、自身が知っている事実と状況に基づいて、職業的専門家としての判断を行使する。監査基準委員会報告書220で要求されているとおり、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、監査業務の実施中に監査チーム内及び監査チームと監査事務所内外の適切な者との間で専門的な見解の問合せを実施することは、監査人が十分な情報を得た上で合理的な判断を行うのに役立つ。（監基報220第35項参照）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《5. 十分かつ適切な監査証拠と監査リスク》（第5項及び第16項参照）</p> <p>《(1) 監査証拠の十分性と適切性》</p> <p>A27. 監査証拠は、監査意見及び監査報告書を裏付けるために必要である。監査証拠は、累積的な性質のものであり、主として監査の過程で実施した監査手続から入手する。</p> <p>しかしながら、監査証拠は、過年度の監査において入手した情報（監査基準委員会報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第15項に記載のとおり、監査人が当年度の監査に影響を与える変化が生じていないかどうか判断した場合）、又は監査契約の新規の締結及び更新を通じて入手した情報など、その他の情報源から入手した情報を含むことがある。企業内外のその他の情報源に加えて、企業の会計記録は、監査証拠として重要な情報源である。</p> <p>また、監査証拠として利用する情報は、企業が雇用する、又は業務を依頼する専門家により作成されることがある。監査証拠は、アサーションを裏付ける情報と矛盾する情報の両方から構成される。さらに、情報がないことそれ自体が監査証拠となる場合がある（例えば、依頼した陳述を経営者が拒んだ場合）。監査意見の形成における監査人の作業のほとんどは、監査証拠を入手し評価することから成る。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>は、監査事務所の定める職業倫理の遵守に関する監査責任者の責任について記載している。<u>これには、必要に応じて実施する質問等を通じて、監査チームメンバーが関連する職業倫理に関する規定を遵守していないことを示す証拠がないかどうかに注意を払うこと、当該規定を遵守していないことを示唆する状況に気付いた場合に適切な行動を決定すること、個々の監査業務に適用される独立性の要件を遵守しているか否かについて結論付けることが含まれる。監査基準委員会報告書220は、監査チームは、監査事務所又は第三者から品質管理のシステムに改善を要する事項が存在する旨の通知がない限り、個々の監査業務における品質管理において、監査事務所が定めた品質管理のシステムに依拠することができる」と記載している。（監基報220第4項及び第8項から第11項参照）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《4. 職業的専門家としての判断》（第15項参照）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>A24. 監査人は、どのような場合でも、自身が知っている事実と状況に基づいて、職業的専門家としての判断を行使する。監査基準委員会報告書220で要求されているとおり、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、監査業務の実施中に監査チーム内及び監査チームと監査事務所内外の適切な者との間で専門的な見解の問合せを実施することは、監査人が十分な情報を得た上で合理的な判断を行うのに役立つ。（監基報220第17項参照）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《5. 十分かつ適切な監査証拠と監査リスク》（第5項及び第16項参照）</p> <p>《(1) 監査証拠の十分性と適切性》</p> <p>A27. 監査証拠は、監査意見及び監査報告書を裏付けるために必要である。監査証拠は、累積的な性質のものであり、主として監査の過程で実施した監査手続から入手する。</p> <p>しかしながら、監査証拠は、過年度の監査において入手した情報（監査基準委員会報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第15項に記載のとおり、監査人が当年度の監査に影響を与える変化が生じていないかどうか判断した場合）、又は監査契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の品質管理手続において入手した情報など、その他の情報源から入手した情報を含むことがある。企業内外のその他の情報源に加えて、企業の会計記録は、監査証拠として重要な情報源である。</p> <p>また、監査証拠として利用する情報は、企業が雇用する、又は業務を依頼する専門家により作成されることがある。監査証拠は、アサーションを裏付ける情報と矛盾する情報の両方から構成される。さらに、情報がないことそれ自体が監査証拠となる場合がある（例えば、依頼した陳述を経営者が拒んだ場合）。監査意見の形成における監査人の作業のほとんどは、監査証拠を入手し評価することから成る。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

新	旧
<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p>・ <u>本報告書(2022年6月16日)は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上